

## 令和6年度 第1回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和6年8月21日(火) 午後1時30分開始
2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室
3. 会議録署名委員の指名 1号委員 小川委員
4. 報告事項
  - ① 令和5年度見附市国民健康保険特別会計決算について
  - ② 令和5年度見附市国民健康保険事業 業務報告について
  - ③ マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化について
5. 出席者
 

1号委員	小此鬼委員、小川委員、加藤委員
2号委員	山谷委員、井口委員、大原委員、山田委員
3号委員	岡村委員、星野委員、小出委員
4号委員	渡邊委員、植木委員、新井委員
見附市	小此鬼課長、山田課長補佐、早川係長、野崎係長、稲見主査
6. 欠席者 岩淵委員(1号委員)、田隈委員(3号委員)
7. 散会時間 午後2時30分
8. 会議概要 以下のとおり

岡村会長	<p>只今より、令和6年度第1回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、健康福祉課長よりご挨拶をいただきます。</p>
小此鬼課長	<p>皆さま、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の会議は報告事項のみとなっております。協議事項は特にありませんので、報告事項の中でご意見等ありましたらよろしく願います。</p> <p>それと、見附市の現状を少しお話させていただきたいと思いますが、10年以上前までは、10,000人以上の方が見附市の国保に加入しておりました。しかし直近では約6,900人ということで、3,000人以上、国保の被保険者が減少しているという状況です。</p> <p>これには様々な事情がございまして、まず後期高齢者、いわゆる団塊の世代の言われている方々が、今年で全て75歳以上になられたということです。正確に言うと、令和7年度までに75歳以上になられ、後期高齢者医療制度の方へ移行されることとなります。</p> <p>それと、社会保険の加入要件が、以前よりかなり緩くなり、勤務時間が</p>

	<p>短くても社会保険の方に加入ができるということが大きく影響していると思います。</p> <p>これらの理由により、この10年で国保脱退という方が増加したということになります。</p> <p>それに伴いまして、保険給付費についても減少しておりますが、これは一人当たり医療費が減少したというよりは、被保険者数の減少がそのまま保険給付費の減少につながっているという状況かと思われまます。</p> <p>それらの分析を踏まえまして、本日はご報告をさせていただこうと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
岡村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者は、おりませんでしたのでご報告します。</p> <p>次に会議成立のご報告をいたします。</p> <p>本日の会議は、ご都合により1号委員の岩淵委員及び3号委員の田隈委員が欠席されておりますが、国保運営協議会の委員15名中、13名の出席により、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、委員交代のご報告をいたします。</p> <p>4号委員の石橋 壮一郎委員、竹井 みどり委員が退任され、後任の、渡邊 里香委員、植木 晴子委員に、交代されましたのでご報告いたします。</p> <p>今回が初めてのご出席になりますので、渡邊委員、植木委員から自己紹介をお願いします。</p> <p>～渡邊委員、植木委員自己紹介～</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>会議録署名委員には、1号委員の 小川委員 を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
岡村会長	<p>それでは次第3の「報告事項」に入ります。</p> <p>「① 令和5年度 見附市国民健康保険 特別会計決算について」事務局に説明を求めます。</p>
早川係長	<p>お疲れ様です。健康福祉課国民健康保険係係長の早川です。</p> <p>例年通り第1回国保運営協議会では前年度の決算、事業報告をさせていただきます。</p>

まず報告事項① 『令和5年度見附市国民健康保険事業特別会計決算』について説明いたします。『資料1』をご覧ください。

決算については最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いたします。説明に当たっては各項の左側に「説明用」とある番号を用いて説明します。また「資料2—決算の概要」という資料も併せてご覧ください。

まず、右側の47番「形式収支」をご覧ください。9,001万2,830円とありますが、これは26番歳入合計から46番歳出合計を引いたもので純粋な「歳入—歳出」で収支均衡を見るものです。この金額が令和6年度会計の歳入に繰越金として入る形になります。

収支の考え方として形式収支の他に「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については点線囲みの中に記載してございます。

48番「実質収支」は7,766万1,614円です。先ほどの形式収支の中には、歳入で県から交付金としてもらった中に、もらい過ぎで次年度に返還をする分も含まれています。その次年度に返還する額を差し引いたものが「実質収支」となります。ただし、もらい過ぎて返還する額は確定していませんので今の時点での見込み額になります。

49番「単年度経常収支・単年度実質収支」ですが、法定外繰入のない見附市では、この2つは同じ金額になります。

単年度経常収支は前年度からの繰越金などを含まないで、純粋にその年単年度での収支がどうだったか、というものです。48番の実質収支から、歳入24番繰越金を引き、歳出の44番基金積立金を足し、45番諸支出金のうち普通交付金等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。令和5年度の単年度経常収支・単年度実質収支は4,917万4,812円となります。

単年度経常収支が黒字となり令和5年度も健全な運営ができたのではないかと考えています。

続いて個別の事項について説明します。

まず歳出からご説明いたします。資料右側をご覧ください。

『27番 総務費』ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、法改正による産前産後期間の国保税の減免に対応するためのシステム改修などにより、前年度から5.6%の増額となっています。

『28番 保険給付費』は前年度から5.1%の減となりました。令和5年度は、令和4年度に引き続き、保険給付費はやや減少しました。

『37番「出産育児一時金」』は、制度改正により令和5年度以降の出産分から80,000円が増額となり、産科医療保障制度に加入する分娩機関等において出産した場合は、50万円が支払われることになりました。11件の

申請があり（令和4年度は8件）、前年度から60.6%増の539万8,100円となりました。

『39番傷病手当金』は、新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、就労することができなくなった人に手当金を支給するものです。申請がなく、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより制度が終了し、0円となっています。

『40番 国保事業納付金』は県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより県が額を決定するものです。保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。被保険者数、給付費の減に対応する形で1.0%減の7億6,789万3,561円となっています。

『41番 保健事業費』は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や人間ドック、脳ドックの受診料助成のための費用です。

43番の「保健事業」は、従来から実施している健幸運動教室事業を、ヘルスアップ事業のメニューとし、職員の人件費の予算を計上したため、前年度比40.5%増の1,672万6,919円となりました。なお、ヘルスアップ事業については、歳入19番の特別調整交付金として国の補助を受けています。

『44番 基金積立金』は、基金1億5,000万円と基金運用収益の5,000円を積み立てています。基金残高の推移については右上に「参考」と書かれた『国民健康保険事業財政調整基金残高の推移』をご覧ください。現在約3億5,000万円が基金に積み立てられています。

『45番 諸支出金』は先ほど収支のところで説明しましたように、前年の普通交付金などをもらいすぎていた額を返還した分などになります。

以上、歳出の合計は前年度比0.4%増の34億592万4,069円となりました。

続いて、歳入の説明に移ります。資料左側をご覧ください。

『1番 国保税』は、令和5年度は税率を据え置きました。被保険者数の減少により、総額としては前年度比で2.1%減の5億6,501万5,359円となっています。

『13番 国庫支出金』ですが、14番 システム改修費等補助金は、正式には「社会保障・税番号制度システム整備等補助金として、マイナ保険証制度移行に伴う周知広報用リーフレットの購入費用の一部と、出産育児一時金の制度改正による一時金引き上げに伴う補助として国から交付された金額です。

『16番 県支出金』のうち17番普通交付金は、歳出29番から38番の療養諸費、葬祭費の支給に要した費用を補う形で県からもらえる金額です。

	<p>『18番 保険者努力支援』は保健事業の取り組みや保険税の収納率など、様々な評価項目により採点されインセンティブにより点数に応じた交付金がもらえるものになっています。</p> <p>令和5年度は、がん検診の受診率と後発医薬品の使用割合の実績などで高い評価を受け、20市中2位という結果になりました。</p> <p>『19番 特別調整交付金』は18番 保険者努力支援以外の、国が示した取り組みに対し支出した費用に対する国からの補助であり、歳出43番のヘルスアップ事業の費用に対する補助金も含まれます。ヘルスアップ事業費の増加に伴い、国からの交付額も増加したため、前年度比で42.3%増の1,488万6,000円となっています。</p> <p>『20番 県繰入2号』は県に入った国庫支出金を県内各市町村にその取り組みなどに応じて配分するものです。</p> <p>『21番 特定健康診査等負担金』は国保の方の特定健診に係る分について県から補助されるものになります。</p> <p>『22番 基金繰入金』は国保会計が歳入不足の際に、基金から国保会計に繰り入れるものです。予算には計上していましたが実際には繰り入れしなかったため0円になっています。</p> <p>『23番 一般会計繰入金』は、安定した国保運営を図るため、人件費や事務に係る費用、また保険税軽減にともなう基盤安定繰入金などを市の一般会計から繰り入れるもので、前年度比で1.9%減の3億1,410万9,418円となっています。</p> <p>『24番 繰越金』は、令和4年度決算における形式収支額が令和5年度会計に繰り越されたものになります。</p> <p>以上、歳入の合計は前年度比2.5%減の34億9,593万6,899円となりました。</p> <p>令和5年度見附市国民健康保険事業特別会計決算についての説明は以上になります。</p>
岡村会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
岡村会長	<p>ご質問等が無いようですので報告事項の①については終了しまして、報告事項の②に移ります。「② 令和5年度 見附市国民健康保険事業 業務報告について」事務局に説明を求めます。</p>
早川係長	<p>報告事項② 令和5年度の国民健康保険事業・業務報告について説明いたします。『資料3』をご覧ください。</p> <p>『1 国保税の収納関係』についてです。</p> <p>(A)の調定額というのは税額を決定して、皆さんに通知をした金額になります。(B)収納額はそのうち年度中に実際に納めていただいた金額に</p>

なります。差引された「収入未済額」というのは俗に言う「滞納額」ということとなります。

「現年分」「滞納分」とありますが、現年分というのはその年度分の保険税ですので令和5年度分の保険税のことです。滞納分というのはそれ以前の年度の未納額が繰り越されたものです。

令和5年度の収納率は、現年分が96.51%、滞納分が32.63%、全体で91.93%となりました。前年度との比較では、現年分は0.33ポイントの減、滞納分は1.09ポイントの増となり、全体では0.26ポイントの減となりました。県内20市中では現年度分が14位、滞納繰越分が4位、総合では5位という収納率になります。

『2 被保険者及び医療費の状況』についてですが、年度平均の国保世帯数、被保険者数は前年度と比較し122世帯の減、被保険者数では319人の減となっています。国保加入者は10年ほど前には1万人以上おられましたが、そこから年々減少が続いています。

続いて、裏面をご覧ください。

医療費の状況ですが、表の右側、太線で囲んである「1人当り医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。

折れ線グラフをご覧ください。青い線が見附市です。平成30年度は国、県よりも低い額となっていました。令和元年度では急に増加し387,888円となり、前年度より2万4千円ほど増えています。この原因については、70～74歳の被保険者数の増加、入院医療費の増加によるものと考えられます。

令和2年度は新型コロナによる受診控えがあったと思われ、少し減少し、387,475円でしたが、令和3年度は大きく増加し404,793円となり、受診件数、医療費総額が令和元年度並みとなりました。全国、県も同様に増加しています。

70歳～74歳の被保険者数及び医療件数の増加や、入院医療費の増加の傾向が見られ、医療費が高額な人が令和元年度、2年度より増加していることが一人当たり医療費の増加の要因となっていました。

その後、令和4年度は402,090円、令和5年度は399,731円と、2年連続で少しずつ減少しています。

これは、令和3年をピークに70歳～74歳の被保険者数及び医療件数が減少し、医療費も減少したことが、結果として一人当たり医療費減少の要因となり、その傾向が続いていることが要因であると考えられます。

『3 国保ドックの受診実績』をご覧ください。

見附市国保では満30歳以上の被保険者を対象に費用額の7割を助成しています。人間ドックは、前年度から11人増加し208人が受診しました。

	<p>脳ドックは、前年度から 10 人増の 35 人が受診しました。引き続き受診勧奨等を行っていきたいと考えています。</p> <p>『4 特定健診・保健指導の受診率』についてです。</p> <p>特定健診受診率の令和 5 年度分については 12 月にならないと確定値が出ない為、速報値になります。しかし概ね固まっているのでそう大きくは変わらない見込みです。それでいうと令和 5 年度は 54.8%ということで、新型コロナ前の状況に戻った昨年度を上回る見込みです。</p> <p>これまでの受診率向上に向けた取組みとしては「インターネットによる申込などの利便性向上」、「土日日程の設定」、「(受診歴や医療状況に合わせた) ナッジ理論を活用した未受診者への個別の受診勧奨案内」</p> <p>「がん検診も同日にうけられる「半日ミニドック」の拡充といったことを行い、その取組みが受診率上昇に現れていました。今後も受診率向上に向けた取り組みを行っていきます。</p> <p>報告事項②についての説明は以上になります</p>
<p>岡村会長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
<p>岡村会長</p>	<p>ご質問等がないようですので報告事項の②については終了しまして、報告事項の③に移ります。「③ マイナンバーカードと 国民健康保険証の一体化について」事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川係長</p>	<p>報告事項③ マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化について説明いたします。資料 4 をご覧ください。</p> <p>国民健康保険の運用については、これから説明をさせていただく内容となる見込みであり、現在、移行に向けた準備を進めているところです。</p> <p>1 12 月 2 日以降の保険証についてですが、その方がマイナンバーカードをお持ちであるか、また、マイナンバーカードを保険証として利用登録しているかどうかにより、A から C のいずれかのパターンになります。</p> <p>1 つ目は、A. 現行の国民健康保険証です。</p> <p>7 月下旬に、国保加入者全員に発送済みです。</p> <p>保険証に記載の有効期限まで使用可能で、最長は 1 年間の令和 7 年 7 月 31 日までとなります。それまでに 70 歳になり、負担割合が変わる方は誕生日の末日、75 歳になる方は誕生日の前日までが期限となります。</p> <p>・12 月 2 日以降は、新規発行しません。その方のマイナ保険証の取得状況により、「資格情報のお知らせ」か、「資格確認書」を交付することになります。</p> <p>先ほど申しましたとおり、70 歳、75 歳になる方を除けば、基本的には令和 7 年 7 月 31 日まで、現行の保険証を使用でき、令和 7 年 8 月 1 日からは、完全になくなります。</p>

2つ目はB. 資格確認書です。

マイナンバーカードを取得していない、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方で、12月2日以降に新たに国保に加入された方や、70歳になり、負担割合が変わる方などに交付します。

記載内容、サイズは現行の保険証と同じカード型（約8.5×5.4cm）で、有効期限は1年です。

保険証に代わるものとして、医療機関等を受診する際に提示します。

3つ目は、C. 資格情報のお知らせです。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している方で、12月2日以降に新たに国保に加入された方や、70歳になり、負担割合が変わる方などに交付します。

健康保険の加入内容を表示したもので、A4サイズです。

これを単独で使用するというものではなく、マイナ保険証を読み取る機械がない、故障等で読み取れない等の理由で、マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する際に、マイナ保険証と合わせて提示するものになります。

参考までに、保険証や資格確認書、資格情報のお知らせの発行スケジュールを図示しておりますのでご覧ください。

続きまして、2 限度額認定証・減額認定証についてです。

限度額認定証・減額認定証とは、医療機関に提示することで、自己負担額が定められた上限額までとなったり、入院時の食事代が減額されるもので、申請により交付しています。

マイナンバーカードを取得していない、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方は、制度移行後も申請手続きにより発行します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録している方は、申請手続き不要ですが、希望があれば発行します。

長期入院に該当する方は、マイナ保険証の有無にかかわらず申請手続きが必要です。

続きまして、3 特定疾病受療証についてです。

特定疾病受療証とは、医療機関に提示することで、人工透析などの、対象となる疾病にかかる自己負担額が定められた上限額までとなるものです。こちらも申請により交付しています。

制度移行後も、従来と取り扱いは変わらず、初回の1度のみ申請手続きが必要です。


有効期限は毎年7月31日までの1年で、更新時に職権で対象者へ郵送しています。

	<p>最後に、</p> <p>4 見附市国民健康保険におけるマイナ保険証利用率等についてですが、令和6年5月診療分の数字になりますが、被保険者数 6,698人、マイナ保険証登録者数 4,550人、マイナ保険証利用率 18.61%、となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
岡村会長	<p>ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。</p>
早川係長	<p>本日皆様に配布させていただきました「参考2」という資料ですが、こちらは「各保険者におけるマイナ保険証等について」ということで、本日いろいろな保険者の方にお集まりいただく機会となっておりますので、事前に回答をいただき、作成させていただいたものになっております。</p> <p>内容を確認しますと、未定の部分も多いようですが、各保険者様の対応状況についてお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
新井委員	<p>全国健康保険協会新潟支部の新井と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、被保険者数についてですが、国保では被保険者全員の人数が記載されているかと思いますが、全国健康保険協会の方では、お勤めされている方の人数で記載をしております。被扶養者の方を含めると約75.5万人となります。</p> <p>全国健康保険組合は、国保でない方、大企業の保険組合に加入されていない方、共済組合でない方が対象となりますので、主に中小企業の方が加入しているような状況です。そのため、情報を得る手段が限られているということもあり、不安に思われる方も多いので、できるだけ早めに内容を決めてお知らせしているところです。</p> <p>資格情報のお知らせということで、マイナンバーの確認をしていただく通知を9月に発送することになっております。</p> <p>その通知を持って、マイナ保険証登録を促していく形となります。</p> <p>以上が協会けんぽの状況です。</p>
渡邊委員	<p>警察共済組合新潟県支部の渡邊です。よろしくお願いたします。</p> <p>こちらは、警察共済組合の本部がございまして、そちらから細かい指示が来る流れとなっております。</p> <p>現在では、資格情報のお知らせを10月までに発送してくださいという指示は来ているのですが、資格確認書であったり、資格喪失連絡票であったりについては、まだ修正の指示が来ておらず、指示待ちという状況です。</p> <p>以上となります。</p>
植木委員	<p>リケン健康保険組合新潟県支部の植木です。</p>

	<p>まずマイナ保険証の登録者数欄についてですが、こちらには被扶養者も含まれております。うちは支部で、こちらの数値は本部から出していただいた数字なので詳しいことまでは確認できていません。</p> <p>それからマイナ保険証利用率についてですが、こちらの記載は誤りで、13.32%と訂正をお願いします。</p> <p>健康保険証については、有効期限がありませんので、来年の12月1日まで使用することができます。</p> <p>それから、資格情報のお知らせを10月の終わりごろに送付する予定となっております。</p> <p>資格確認書についてはまだ詳しい情報が来ていない状況です。</p> <p>以上です。</p>
早川係長	<p>急なお願いにもかかわらず、ご回答いただきましてありがとうございます。</p> <p>市役所では、国保に関するだけでなく、様々な保険に加入している方の保険資格を確認する部署があります。そういった部署から、他の保険に関する情報も知りたいという話がありましたので、また何かありましたら照会させていただくかもしれませんので、よろしく願いいたします。</p>
岡村会長	<p>それでは本日用意された会議予定はこれで終了となりますが、他に何かございますでしょうか。</p>
岡村会長	<p>無いようですので、以上を持ちまして会議を終了させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(終了：午後2時30分)</p>

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

岡村 正男 

見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名

小川 崇 